

## 静岡科学館入館料減額免除取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、静岡科学館（以下「科学館」という。）の入館料について、静岡科学館条例施行規則第4条第1項第2号の規定により市長が減額又は免除（以下「減免」という。）を認めた場合の基準を定めるものとする。

(減免の対象となる者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館料を免除する。

- (1) 学校教育法その他の法令に定めのある教育施設が行う教育活動により入館する幼児、児童、生徒、学生及びその引率者（保護者・ボランティア等を除く）
- (2) 児童福祉法に定める児童福祉施設のうち、乳児院、母子生活支援施設、保育所及びこれに準ずる認可外保育施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設もしくは児童自立支援施設の主催する行事により入館する入通所者及び引率者（保護者・ボランティア等を除く）
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園の主催する行事により入館する引率者（保護者・ボランティア等を除く）
- (4) 生活保護法に定める生活保護施設のうち、救護施設、更生施設もしくは授産施設の主催する行事により入館する入通所者及び引率者（保護者・ボランティア等を除く）
- (5) 障害者総合支援法に定める障害者支援施設（準ずる昼間実施サービス等を提供する施設を含む）の主催する行事により入館する入通所者及び引率者（保護者・ボランティア等を除く）
- (6) 視察又は研修のために入館する、博物館又はこれに相当し、若しくは類似する施設に勤務する者
- (7) 研究のために入館する、科学館に関連する研究機関等の者
- (8) 身体障害者（身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者）、知的障害者（児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者更正相談所において療育手帳の交付を受けた者）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）、戦傷病者（戦傷病者特別援護法の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けた者）、原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者）及びその同伴者（1名に限る。）
- (9) 前第1号から第4号に定める団体の職員で、入館の準備のための打合せ又は下見の目的

で入館する者

- (10) 科学館及び科学館が行う事業の周知及び誘客のために館長が招待した者
- (11) 旅行業又は観光業の顧客案内業務の目的で入館する者
- (12) 取材等の目的で入館する報道機関の関係者
- (13) 静岡科学館の行う事業のため入館する関係者

(減免の手続)

第3条 前条の規定による減免の手続は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号から第5号に掲げる者は、別に定める所定の学校等利用申請書により、事前に申請して理事長の承認を受けることにより、入館料の減免を受けることができる。
- (2) 第1項第6号及び第7号に掲げる者は、別に定める所定の関係機関等利用申請書により、事前に申請して理事長の承認を受けることにより、入館料の減免を受けることができる。
- (3) 第1項第8号に掲げる者は、入館の際に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を提示する（同伴者にあつては、その旨を申し出る）ことにより、入館料の免除を受けることができる。
- (4) 第1項第9号に掲げる者は、第3条第1項第1号又は第2号に定める理事長の承認の後、入館の際にその旨を申し出ることにより、入館料の免除を受けることができる。
- (5) 第1項第10号に掲げる者は、静岡科学館館長が招待したことを証する文書を提示することにより、入館料の減免を受けることができる。
- (6) 第1項第11号から第13号に掲げる者は、入館の際にその旨を申し出ることにより、入館料の免除を受けることができる。

- 2 前項第1号及び第2号の申請を理事長が承認したときは、別に定める静岡科学館利用承認書を申請者あてに交付する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 静岡科学館の減免基準

No.	対象者	条件	手続き
1	<p>■教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法に定める以下の教育施設の児童・生徒・学生及びその引率者（ボランティアを除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校※第1条校</li> <li>・専修学校及び各種学校</li> </ul> </li> <li>●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園（幼稚園・保育所及び準ずる認可外保育施設を含む）の引率者</li> <li>●その他の法令に定めのある教育施設</li> </ul>	<p>教育活動の一環として教師等が引率して利用する場合 (部活動含む)</p>	<p>学校等利用申請書による申請</p>
2	<p>■社会福祉事業を行う施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童福祉法に定める以下の児童福祉施設の入通所者及び引率者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設</li> </ul> </li> <li>●生活保護法に定める以下の生活保護施設の入通所者及び引率者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設、更正施設、授産施設</li> </ul> </li> <li>●障害者総合支援法に定める障害者支援施設（準ずる昼間実施サービス等を提供する施設を含む）の入通所者及び引率者</li> <li>●その他準ずる施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適応指導教室、児童相談所</li> </ul> </li> </ul>	<p>施設主催の活動であって、職員等が引率して利用する場合</p>	<p>学校等利用申請書による申請</p>
3	<p>■公的機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体の職員（指定管理者等を含む）</li> <li>●博物館又は博物館相当施設若しくは、博物館類似施設に勤務する職員</li> <li>●科学館に関連する研究機関等で、研究目的で入館する者</li> </ul>	<p>視察・研修・研究であって、所属長からの依頼があった場合</p>	<p>関係機関等利用申請書による申請</p>
4	<p>■障害のある方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者・原子爆弾被爆者及びこれらの付添者（障害者等1人につき付添者1人）</li> </ul>	<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳を所持している場合</p>	<p>左記手帳の提示</p>
5	<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行業者又は観光業者の付添人</li> <li>●報道機関で取材目的の者</li> <li>●教育施設・社会福祉事業を行う施設等の場合において、団体利用のための下見をしようとする職員</li> <li>●館及び館が行う事業の周知・誘客に資するために館長が招待した者</li> <li>●静岡科学館の行う事業のため入館する関係者</li> </ul>	<p>目的を提示した場合</p> <p>学校等利用の承認を受けている場合</p> <p>招待を受けた場合</p> <p>事業の関係者である場合</p>	<p>身分の証明</p> <p>身分の証明</p> <p>左記の証明</p> <p>左記の証明</p>